

令和6年度(2024年度) 固定資産税(償却資産)申告の手引

平素より本市の税務行政に格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
償却資産の申告については、地方税法第383条の規定により事業用償却資産(自己所有のもののほか、他人に貸し付けているものも含む。)で、令和6年(2024年)1月1日現在東海市に所在する資産の申告が義務付けられています。つきましては、この「申告の手引」を御参照の上、申告書を提出してください。

申告書の提出期限は
令和6年(2024年)1月31日(水)厳守です。

期限間近は大変混雑しますので、
できるだけ1月17日(水)までにお願いします。

償却資産(固定資産税)の申告は



を利用した電子申告が可能です。

利用手続等の詳細はこちら ⇒ <https://www.eltax.lta.go.jp>



- ◆ エルタックスは、地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口システムです。
- ◆ PCdesk(電子申告ソフトウェア)で簡単に電子申告が行えます。
- ◆ 具体的な利用方法等については、ヘルプデスクまでお問合せください。
電話番号 0570-081459(左記でつながらない場合は、03-5521-0019)

償却資産の申告について

申告していただく方

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けているなど、事業を行っている方で、令和6年(2024年)1月1日に償却資産を所有している方です。

提出書類

①「償却資産申告書」及び②「種類別明細書」

なお、次に該当する資産がある場合は、関係書類も併せて提出してください。

- 1 課税標準の特例がある資産を取得した場合 …… 償却資産特例申請書、
事実を証明する書類(特例ごとに必要書類が異なります。)
- 2 非課税資産を取得した場合 …… 減免・非課税申請書
- 3 短縮耐用年数を適用した場合 …… 国税局長の承認通知書(写)
- 4 増加償却を適用した場合 …… 税務署長への届出書(写)

申告期限

令和6年(2024年)1月31日(水)厳守

※ 郵送又はeLTAXによる提出も御利用ください。

※ 期限間近は大変混雑しますので、1月17日(水)までに提出いただくよう御協力をお願いします。

提出先及び問合せ先

〒476-8601 愛知県東海市中央町一丁目1番地
東海市役所 総務部 税務課 固定資産税グループ
電話 (052)603-2211(代) 内線 192
(0562)33-1111(代)

※ 窓口申請される方で申告書の控えが必要な場合は、申告書の写しを御用意ください。
受付印を押印してお返します。

※ 申告書を郵送される方で控えが必要な場合は、申告書の写しと切手を貼った返信用封筒を同封してください。受付印を押印した写しを送付します。(受付印は、申告書のみ)
同封されていない場合は、返送いたしませんので御理解いただきますようお願いいたします。

償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地・家屋以外の事業用の有形固定資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定により所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。ただし、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは除きます。

この有形固定資産を「資産の種類」別に例示しますと次のようなものがあります。

資産の種類		主な償却資産の例示
第1種	構 築 物	駐車場等の舗装路面、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設、温室、その他土地に定着する土木設備、ビニールハウス、給油タンク、自転車置場等
	建 物 附 属 設 備	内装、内部造作、改良費、太陽光発電パネル等
第2種	機 械 及 び 装 置	工作機械、木工機械、印刷機械、食品加工製造機械、土木建設機械等各種産業用機械及び装置、受変電設備、予備電源設備等
第3種	船 舶	船舶、ボート、漁船、遊覧船、汽船、帆船等
第4種	航 空 機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車、フォークリフト等
第6種	工 具・器 具 及 び 備 品	机、椅子、ロッカー、金庫、テレビ、レジスター、放送設備、陳列ケース、その他測定工具、取付工具、検査工具、医療機器、自動販売機、ルームエアコン(天井埋込型以外)、パソコン等

※ 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- (1) 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- (2) 決算期以降1月1日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- (3) 建設仮勘定で経理されている資産
- (4) 償却済資産(減価償却が終わった資産)
- (5) 遊休資産(稼動を休止しているが、いつでも稼動できる状態にある資産)
- (6) 未稼動資産(既に完成しているが、未だに稼動していない資産)

償却方法と取得価額による課税対象の一覧

個別に減価償却しているもの	中小企業者等の少額資産特例 租税特別措置法第28条の2、第67条の5、 旧租税特別措置法第67条の8ほか ※2	30万円未満
	3年で一括償却 (法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項)	20万円未満
	一時に損金算入 (法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条)	10万円未満
課税の対象となる資産		課税の対象とならない資産

※1 取得価額が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別に償却しているものは課税対象となります。

※2 中小企業者(個人を含む)が取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合は、取得価額全額の損金算入を認める特例措置が15年度改正で盛り込まれました。この特例措置を選択すると償却資産として課税の対象となるため、申告が必要となります。

<特例の適用期間> 平成18年(2006年)4月1日から令和6年(2024年)3月31日までの取得

2 納税義務者

賦課期日(1月1日)現在の償却資産の所有者をいいます。

3 課税標準額

賦課期日(1月1日)現在における全資産の決定価額の合計が課税標準額になります。

ただし、特例が適用される資産がある場合、この合計額から特例による軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

4 免税点

全資産の課税標準額が、150万円未満の場合は、課税されません。

ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

5 税額

税額 = 課税標準額 × 税率(1.4/100)

6 納期

年税額を第1期(4月)、第2期(7月)、第3期(12月)、第4期(翌年2月)の4回に分けて納付していただきます。

7 閲覧

申告書に基づいて価格等を決定し、登録した固定資産課税台帳は、本人又は代理人の閲覧に供します。なお、代理人の方は委任状が必要です。

8 実地調査について

地方税法の規定により、市町村長の国税資料(法人税・所得税に関する書類)の閲覧等が可能となっているため(地方税法第354条の2)、本市においても国税と市税(償却資産)の申告内容の比較調査を実施しているところです。これにより、申告された内容について地方税法第408条の規定に基づいて調査等を行うことがありますので、その際は御協力をお願いします。

また、調査の結果によっては、その年度だけでなく過去に遡って課税することがありますので、御理解いただきますようお願いします。

9 家屋と償却の区分について

固定資産税では、家屋(建物)に取り付けられている電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備等について、家屋と償却資産に区分して評価します。

(1) 家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格の強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については償却資産として取り扱います。詳しくは、次ページを御覧ください。

(2) 家屋と設備等の所有者が異なる場合

家屋の所有者以外の方が取り付けた内装等附帯設備については、償却資産として取り扱います。取り付けた方からの償却資産の申告が必要になります。

(3) 家屋と償却資産の区分表(例)

主な設備等は次のとおりです。ただし、構造や使用状況等により異なる場合があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係				
			同じ場合		異なる場合		
			家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎	
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎		◎
		屋内設備一式		○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎		◎
		配管・配線、端子盤等		○			◎
	LAN設備	設備一式		◎		◎	
	放送・拡張設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎		◎
		配管、配線等		○			◎
	監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ、録画装置等の機器			◎		◎
配管・配線等			○			◎	
避雷設備	設備一式		○			◎	
火災報知設備	設備一式		○			◎	
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			◎		◎
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備		○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		屋内の配管等		○			◎
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○			◎	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎		◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○			◎	
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		◎		◎	
		上記以外の設備	○			◎	
	換気設備	特定の生産又は業務用設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		◎		◎	
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(ダムウエーター)等	○			◎	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎		◎
		上記以外の設備		○			◎
その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン、ブラインド等			◎		◎	
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化設備等)		◎		◎	

償却資産申告書の書き方

償却資産申告書について

所有者欄の押印は必要ありません。

申告書についておたずねする場合がありますので、「6 この申告に応答する者の係及び氏名」には連絡のつきやすい電話番号の記入をお願いします。申告書の作成を税理士に依頼している場合は、その方の氏名及び電話番号を「7 税理士等の氏名」に記入してください。

種類別明細書について

1 資産内容が印字されていない場合

令和6年(2024年)1月1日現在に所有しているすべての資産を記入してください。

2 資産内容が印字されている場合

前年までに申告されている資産が、すべて印字されています。

前年中に増減があった資産を加除修正してください。

○ 資産が減少した場合は、種類別明細書に印字してある該当資産の欄を線引きにて抹消してください。

東海市においては、減少用資産専用の用紙は送付しておりませんので、上記方法でお願いします。

○ 資産の名称等を訂正する場合は、該当部分だけを線引きにて抹消し、正しい名称等を記入してください。

具体的な記入方法

償却資産申告書、種類別明細書の具体的な記入方法は、次ページを参照してください。申告していただいた書類は、そのまま電算入力しますので、次の事項に御注意ください。

◇◆ 一般的な注意事項 ◆◇

- 1 前年中に資産の異動がなかった方は、償却資産申告書の備考欄の「増減なし」を○で囲んでください。
- 2 廃業・解散・転出等で資産がなくなった場合も備考欄に記入の上、申告してください。
- 3 該当する資産がない場合も備考欄の「該当なし」で申告してください。
- 4 資産の名称については、一品ごとに平仮名・漢字・カタカナ・数字・アルファベット(濁点も含み20文字以内)で記入してください。
- 5 ※印のついているところは記入しないでください。
- 6 ボールペンで丁寧に記入してください。

記入例

【1 住所】
住所又は納税通知書送付先及び電話番号を正確に記入してください。ビルの名称及び部屋番号までお願いします。

【3 個人番号又は法人番号】
個人の場合：12桁の個人番号
法人の場合：13桁の法人番号を記入してください。

【5 事業開始年月】
個人の場合は事業開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記入してください。

【2 氏名】
法人の場合は、法人名称と代表者名を記入してください。押印は必要ありません。

【4 事業種目】
事業の内容を具体的に記入してください。また、法人には資本金又は出資金も記入してください。

【8 短縮耐用年数の承認】
法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無を○で囲んでください。

受付印

令和6年 1月17日 令和 6 年度
(宛先) 東海市長

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

1 住所又は納税通知書送付先 (ふりがな)	〒100-1234 東京都千代田区永田町一丁目7番1号 (三の丸ビル4F) (電話 123-456-7890)
2 氏名 (ふりがな)	甲乙電機 株式会社 代表取締役 甲野 乙太郎 (屋号)
3 個人番号又は法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3
4 事業種目 (資本金等の額)	電気機器部品製造業 (3百万円)
5 事業開始年月	昭和45年 7 月
6 この申告に回答する者の係及び氏名	経理課経理係 東海太郎 (電話 123-456-7891) 名吉 一郎 (電話 052-603-2211)
7 税理士等の氏名	
8 短縮耐用年数の承認	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
9 増加償却の届出	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
10 非課税該当資産	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
11 課税標準の特例	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
12 特別償却又は圧縮記帳	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
13 税務会計上の償却方法	定額法 <input checked="" type="radio"/> 定率法 <input type="radio"/> 定額法
14 青色申告	有・無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 東海市中区中央一丁目1-2
16 借用資産 (有・無)	リースとうかい機
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家 <input checked="" type="radio"/> 自己所有 <input type="radio"/> 借家
18 備考 (添付書類等) 該当する項目に○をつけて下さい。	1 資産増減あり 2 増減なし 3 該当なし 4 廃棄・解散・転出等 (令和 年 月 日) 増加償却届出書の写し 1件 特例申請書、その他添付書類 1式

資産の種類	前年前に取得したもの(イ)				前年中に減少したもの(ロ)				前年中に取得したもの(ハ)				計(イ)-(ロ)+(ハ) (ニ)			
	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円
1 構築物	1	550	000	000					400	000			1	950	000	000
2 機械及び装置	36	961	000		5	000	000						31	961	000	000
3 船舶			0				0				0				0	
4 航空機			0				0				0				0	
5 車両及び運搬具		950	000				0							950	000	
6 工具器具及び備品		2	096	000			870	000						1	226	000
7 合計	41	557	000	000	5	870	000		400	000			36	887	000	000

資産の種類	評価額 (ホ)				決定価格 (ヘ)				課税標準額 (ト)			
	十	百	千	円	十	百	千	円	十	百	千	円
1 構築物												
2 機械及び装置												
3 船舶												
4 航空機												
5 車両及び運搬具												
6 工具器具及び備品												
7 合計												

【9 増加償却の届出】
法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無を○で囲んでください。

【15 事業所等の所在地】
住所と資産所在地が異なる場合又は2以上の事業所等資産の所在地がある場合は、必ずそれぞれの所在地名を記入し、その主たる番号を○で囲んでください。

【16 借用資産】
借用資産の有無について該当する方を○で囲んでください。なお、借用資産がある場合には貸主の名称等を記入してください。

【17 家屋の所有区分】
事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

【取得価額】
(イ) 前年前に取得したもの
令和5年(2023年)1月1日以前に取得したもの
(ロ) 前年中に減少したもの
令和5年(2023年)1月2日から令和6年(2024年)1月1日までに減少したもの
(ハ) 前年中に取得したもの
令和5年(2023年)1月2日から令和6年(2024年)1月1日までに取得したもの
(ニ) 計
種類別明細書の加除修正した後の取得価額

【評価額】
電算処理により申告する場合のみ記入してください。

【18 備考】
次のような事項を記入してください。
1 「短縮耐用年数承認通知書の写」、「増加償却届出書の写」等、添付した書類名
2 非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項
3 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷、その他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その低下の程度
4 前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合は、異動年月日、旧住所、旧氏名又は旧名称等
5 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名
6 その他、申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

- 【資産の種類】**
- 1 構築物
 - 2 機械及び装置
 - 3 船舶
 - 4 航空機
 - 5 車両及び運搬具
 - 6 工具・器具及び備品
- 資産に対応する番号を記入してください。

【取得価額】

当該資産の取得価額を記入してください。

取得価額とは、償却資産を取得するために支出した金額をいいます。(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他その償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含みます。)

また、法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳については、償却資産の評価上認められませんので、圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。

- 【耐用年数】**
- 1 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで(別表第3及び第4を除く)に掲げる耐用年数を記入してください。
 - 2 中古資産について、見積耐用年数によっては、その耐用年数を記入してください。
 - 3 短縮耐用年数を適用している場合は、短縮された耐用年数を記入してください。この場合「耐用年数の短縮承認通知書」の写しを添付してください。

【所有者名】

氏名又は名称を記入してください。

【資産の名称】

資産の名称及び規格等を記入してください。一品ごとに**平仮名・漢字・カタカナ・数字・アルファベット**の20文字以内(濁点含む)で記入してください。

令和6年度 種類別明細書(増加資産・全資産用)

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	課 税 標 準 の 特 例		課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月					率	コード			
01	1		1 塀 コンクリート造	1	3	45	7	950,000	15	0.0						
02	1		2 舗装路面 アスファルト敷	1	3	45	7	600,000	10	0.0						
03									0.0							
04									0.0							
05	2		1 電気機器 部品製造設備	1	4	20	9	30,600,000 -35000000	7	0.0					一部減少 耐用年数改正	
06	2		2 製造設備 改良費	1	4	20	12	1,361,000	7	0.0					耐用年数改正	
07									0.0							
08	5		1 フォークリフト	1	4	25	2	950,000	4	0.0						
09									0.0							
10	6		1 測定工具	1	3	02	5	370,000	5	0.0					廃棄	
11	6		2 応接セッキ セット	1				126,000	8	0.0					訂正	
12	6		3 パッケージ型 エアコン	1	4	27	3	500,000 -1000000	6	0.0					一部減少	
13									0.0							
14	1		広告用看板	1	5	3	5	100,000	10	0.0					〇〇市支店 より移転	
15	1		内装工事	1	5	4	5	300,000	10	0.0						
16	6		パソコン	2	4	31	8	600,000	4	0.0					申告漏れ	
17									0.0							
18									0.0							
				小計	11	9		36,087,000 40,957,000								

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに〇印を付けてください。減少資産は、売却、廃棄、移動、一部減少、その他を「摘要」の欄に記載してください。

- 【増加事由】**
- 増加資産を記入した場合、増加事由を○で囲んでください。
- 1 ⇒ 新品取得
 - 2 ⇒ 中古品取得
 - 3 ⇒ 移動による受入れ
 - 4 ⇒ その他 (摘要欄に理由を記入してください。)

- 【摘要】**
- 当該資産について、次のような事項を記入してください。
- 1 課税標準の特例がある資産について、その適用条項(例 法附則第15条第43項)
 - 2 割賦販売資産等の(法第342条第3項の規定が適用される)資産については、その旨の表示と売主の名称等
 - 3 耐用年数の変更があった場合には、その旨の表示
 - 4 短縮耐用年数を適用している資産については、その旨の表示
 - 5 移転があった資産については、その旨の表示
 - 6 申告漏れがあった資産については、その旨の表示
 - 7 増加償却を行っている資産については、その旨の表示
 - 8 その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

- ◆ 資産が減少した場合
明細書に印字されている該当資産の欄を抹消してください。
- ◆ 資産の項目を修正する場合
明細書に印字されている資産の修正すべき箇所を抹消し、その上に修正後のデータを記入してください。
印字されている一行の資産の一部が減少した場合は、数量と取得価額を抹消し、残った数量と取得価額をその上に記入してください。
- ◆ 資産が増加した場合
明細書の余白に、記入してください。

【資産コード】

記入する必要はありません。

【取得年月】

当該資産の取得年月を記入してください。

年号欄 ... 3 → 昭和
" ... 4 → 平成
" ... 5 → 令和

償却資産の評価について

1 評価の基本

申告していただいた資産を、資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基礎として計算し、決定価格とします。

ただし、評価額の最低限度は、取得価額の5%で、それ以上は減価しません。

2 計算式 (r=償却率)

- 令和5年(2023年)中に取得した資産



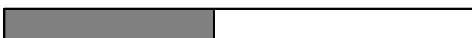
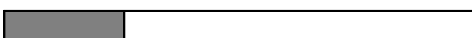
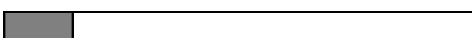
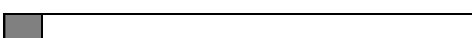
$$\text{評価額} = \text{取得価額} \times (1 - r/2)$$

- 令和4年(2022年)以前に取得した資産

$$\text{評価額} = \text{前年度評価額} \times (1 - r)$$

【例】

取得価額30万円の工具(耐用年数3年)を購入した場合
減価残存率 1年目は 0.732、2年目は 0.464 ですので、

取得価額		300,000円
1年目		219,600円(300,000円 × 0.732 = 219,600円)
2年目		101,894円(219,600円 × 0.464 = 101,894円)
3年目		47,278円(101,894円 × 0.464 = 47,278円)
4年目		21,936円(47,278円 × 0.464 = 21,936円)
5年目		15,000円(21,936円 × 0.464 = 10,178円)

取得価額の5% = 15,000円を最低限度とします。

(注)このように評価額は、耐用年数(この例では3年)を過ぎても取得価額5%に相当する額に到達するまでの間は、減価していきます。

減価残存率表

耐用 年数	償却率 r	減価残存率		耐用 年数	償却率 r	減価残存率		耐用 年数	償却率 r	減価残存率	
		$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$			$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$			$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$
2	0.684	0.658	0.316	11	0.189	0.905	0.811	20	0.109	0.945	0.891
3	0.536	0.732	0.464	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
4	0.438	0.781	0.562	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
5	0.369	0.815	0.631	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
7	0.280	0.860	0.720	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
8	0.250	0.875	0.750	17	0.127	0.936	0.873	45	0.050	0.975	0.950
9	0.226	0.887	0.774	18	0.120	0.940	0.880	50	0.045	0.977	0.955
10	0.206	0.897	0.794	19	0.114	0.943	0.886	60	0.038	0.981	0.962

特例コード表

コード	特例条項	特 例 区 分	特例期間及び軽減率		備 考
21	法349-3-2	ガス事業用資産	10年	前5年 $\Delta 2/3$	昭和64年1月2日以後取得
				後5年 $\Delta 1/3$	
22	法349-3-5	内航船舶	永年	$\Delta 1/2$	
23	法349-3-19	新エネルギー・産業技術総合 開発機構が業務の用に供する資産	10年	前5年 $\Delta 2/3$	平成5年1月2日以後取得
				後5年 $\Delta 1/3$	
17	法349-3-23	信用協同組合等	永年	$\Delta 2/5$	
1	附15-1	倉庫に付属する機械設備	5年	$\Delta 1/4$	令和6年3月31日以前の取得
30	附15-2	公共の危害防止施設等(1号) 汚水又は廃液処理施設	永年	$\Delta 1/2$	令和4年4月1日から 令和6年3月31日までの取得
27		公共の危害防止施設等(4号) 産業廃棄物処理施設		$\Delta 2/3$	
28	旧附15-2	公共の危害防止施設等(1号) 汚水又は廃液処理施設	永年	$\Delta 1/2$	平成30年4月1日から 令和4年3月31日までの取得
26		公共の危害防止施設等(1号) 汚水又は廃液処理施設		$\Delta 2/3$	平成24年4月1日から 平成30年3月31日までの取得
27		公共の危害防止施設等(4号) 産業廃棄物処理施設		$\Delta 2/3$	平成24年4月1日から 令和4年3月31日までの取得
26		公共の危害防止施設等		$\Delta 2/3$	平成22年4月1日から 平成24年3月31日までの取得
25	旧附15-3	公共の危害防止施設等	永年	$\Delta 5/6$	平成22年3月31日以前の取得
27		公共の危害防止施設等(4号) 指定物質抑制		$\Delta 2/3$	
		公共の危害防止施設等(6号) 産業廃棄物処理		$\Delta 2/3$	
	公共の危害防止施設等(9号) ダイオキシン処理	$\Delta 2/3$	平成20年3月31日以前の取得		
31	旧附15-6	公害防止設備 (ばい煙、産業廃棄物の処理施設)	永年	$\Delta 2/3$	平成14年3月31日以前の取得
35	旧附15-7	産業廃棄物焼却施設	永年	$\Delta 1/3$	平成4年7月4日から 平成22年3月31日までの取得
35	旧附15-9	一般粉じん処理施設	永年	$\Delta 1/3$	平成14年3月31日以前の取得

コード	特例条項	特例区分	特例期間及び軽減率		備考
40	附15-32	特定事業所内保育事業の用に供する設備	5年	△1/2	平成29年4月1日から令和6年3月31日までの取得
70	附64	認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等	3年	△100%	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの取得
67	旧附15-41	認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等	3年	△100%	平成30年6月6日から令和3年3月31日までの取得
76	附15-45	認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等	3年～5年	△1/2～ △2/3	令和5年4月1日から令和7年3月31日までの取得

非課税コード表

コード	非課税条項	非課税区分	非課税期間
71	法348-2-10-5	老人福祉施設の資産	永年
73	法348-2-11-4	健康保険組合等の資産	永年
72	法348-4	農協等の事務所及び倉庫の備品	永年
74	法348-2-10-2	小規模保育事業	永年

申告されない場合又は虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなくて申告されない場合は、地方税法第386条及び東海市税条例第68条の規定により過料を科せられるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金などを科せられることがあります。

提出前に次の確認をお願いします。

チェック

- 申告書に連絡先を記入していますか？
- 申告書に資産所在地を記入していますか？
- 種類別明細書に所有者名を記入していますか？
- 増加資産の耐用年数を記入していますか？
- 増加理由の欄(1～4)を記入していますか？

非課税、特例の対象資産をお持ちの場合は、同時に届出書の提出をお願いします。